

令和 6 年度警察官 B 採用試験

第 1 次試験 体力検査の実施概要

1 体力検査の基準

徳島県警察官 B 採用試験では、次の基準をすべて満たすことが必要です。一つでも、基準に満たない種目があった場合は、合格することができません。

体力検査のすべての基準を満たした受験者に対して、検査の結果に応じて最高 50 点が配点されます。

種 目	基 準	
	男 性	女 性
腕立て伏せ	30 回以上（2 秒に 1 回）	15 回以上（2 秒に 1 回）
上体起こし	20 回以上（30 秒間）	15 回以上（30 秒間）
反復横跳び	36 回以上（20 秒間）	32 回以上（20 秒間）
握 力	左右平均 37 kg 以上	左右平均 22 kg 以上
立ち幅跳び	180 cm 以上	140 cm 以上

2 体力検査の実施概要

(1) 上体起こし、反復横跳び、握力及び立ち幅跳び

原則として文部科学省の実施する「体力・運動能力調査」の「新体力テスト実施要項」に基づき実施します。

(2) 腕立て伏せ

発信音にあわせて、2 秒に 1 回のペースで、ひじを曲げ、床に置いた基準物にあごをつけ、ひじを伸ばしたところで 1 回として数えます。

※ これらの実施概要は、令和 6 年度実施のものであり、令和 7 年度採用試験においては、不合格基準は撤廃されました。詳しくは試験案内をご確認ください。

※ 一定の基準を満たさない方については、「四肢関節運動」の検査により、警察官の職務執行に支障がないかを判定します。